

## まち・ひと・しごと創生基本方針 2016（抄）

（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）

## Ⅲ. 各分野の施策の推進

## 3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

－地域アプローチによる少子化対策の推進－

## ①地域の実情に応じた働き方改革

## &lt;課題&gt;

## ○ 地域アプローチ

- ・ 地域によって出生率は大きく異なっており<sup>(13)</sup>、出生率に関連の深い各種指標も大きく異なる。出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」の状況や、それらに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」、「所得」、「地域・家族の支援力」にも地域差がある。これまでの少子化対策は、国全体での対策が中心であり、より効果的な対策という点では、地方の取組を主力とする「地域アプローチ」の重要性を認識した対策も求められる。

## &lt;今後の方向性&gt;

## ○ 地域アプローチ

- ・ 各地域における地域の実情に即した「働き方改革」を推進していく取組を、関係府省庁一体となって推進する。

## 【対応の方針】

## ◎「地域働き方改革会議」における取組の支援

- ・ 各地域の地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者から成る「地域働き方改革会議」において、地域の特性や課題の分析、これに基づく仕事と子育て・介護等が両立できる環境整備や、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働の是正、女性の活躍促進などの働き方改革について、地域特性に応じた取組を進めることを支援する。このため、「地域働き方改革会議」の求めに応じ、関係府省及び専門家から成る「地域働き方改革支援チーム」が必要な支援を行い、「地方版総合戦略」の改訂や具体的な施策の実施につなげていく。

(13) 平成 20 年～24 年の市町村（特別区を含む。）別の出生率では、1.80 以上が 120 団体、うち 2.00 以上が 27 団体（人口置換水準である 2.07 以上が 16 団体）ある一方で、1.00 未満が 12 団体となっている。（厚生労働省「平成 20 年～平成 24 年人口動態保健所・市区町村別統計」による公表値（小数点以下 2 桁まで）により集計したもの。）

- ・ 上記の検討に地域における出生率に関する状況やこれに大きな影響を与える「働き方」に関する実態を地域別に分析した「地域少子化・働き方指標」や「地域少子化対策検討のための手引き」を、必要に応じ改訂し、提供するとともに、「企業子宝率(14)」等による企業の見える化の取組など地域における先駆的・優良事例の横展開を推進する。

◎ 先進的な取組普及のための政策メニューの整備

- ・ 各地域の働き方改革を推進するため、先進的な取組の実施・普及を図る。具体的には、地域の働き方改革に向けた「包括的支援」や、企業に対し子育てしやすい環境整備などの取組の進め方について直接出向き積極的に相談支援等を行う「アウトリーチ支援」、ひとり親家庭・若者無業者等の地方におけるワーク・ライフ・バランスのとれた就労・自立を支援する「地方就労・自立支援」などの取組の普及を図る。さらに、東京圏在住の地方出身学生の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するため、特に東京圏への若者の転出が多い地域において地元企業でのインターンシップの実施等を支援する「地方創生インターンシップ」を産官学で推進するとともに、これと連携して地方就職を支援する奨学金制度の普及・活用の強化や勤務地限定正社員の普及等にも取り組む。
- ・ こうした先駆的な取組推進のため、地方創生推進交付金と各種補助金等を有機的に組み合わせた使い勝手の良い取組事例（モデル事業）を示すなど、政策メニューの整備を進め、幅広い活用を支援する。

(14) 例えば、福井県では、従業員の子ども数が多い企業は、子育て支援に理解があり、従業員が子育てしやすい職場環境にあるとの考えから、平成23年度から全国に先駆け、「企業の合計特殊子宝率（愛称：企業子宝率）」の調査を県内の事業所を対象に実施している。そして、企業子宝率、子育て支援の取組がともに評価できる企業を「子育てモデル企業」として認定し、認定マークの使用や福井県の補助事業等選定における加点・県融資制度における優遇などの支援を実施している。